

第 13 回総会 平成 30 年 6 月 29 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、6 月の業務報告をいたします。

————— 報告、業務報告 —————

今月は相続届 3 件、使用貸借合意解約 13 件、賃貸借合意解約 21 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局 長 総会の進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から平成 30 年度第 13 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

議 長 本日の出席状況を報告します。本日は、3 番〇〇委員が欠席で、21 番〇〇委員が欠席で、10 番〇〇委員は遅れます。他は出席であります。本日の議案件数であります。6 件を提案しております。

議 長 それでは、議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。5 番の〇〇委員、18 番〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 72 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 72 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、件数及び面積：農家住宅用地 1 件、畑 411 m²、計も同じです。その他 1 件、畑 168 m²、計も同じです。合計 2 件、畑 579 m²、合計 579 m²です。

1 項を説明します。申請者：国富町本庄の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番 1 他 1 筆、登記・畑、現況・宅地、面積 411 m²、申請内容・目的：農家住宅用地、施設内容：隣接宅地 902.33 m²と一体的に利用する。居宅 2 棟、車庫、倉庫、物置各 1 棟で顛末書が添付されています。

2 項を説明します。申請者：東京都東久留米市の〇〇、申請地：大字岩爪字〇〇番 1、登記・畑、現況・宅地、面積 168 m²、申請内容・目的：その他、施設内容：

農機具倉庫及び書道塾 1 棟 108.10 m²で顛末書が添付されています。

議 長 1 項について特別調査員の報告をお願いします。

12 番 今回は 28 番〇〇委員と私（12 番〇〇委員）が会長の命を受けまして、去る 6 月 21 日午前 8 時 00 分より兒玉主幹と共に申請書の審査等を実施した後、事務局より兒玉主幹と窪田主任主事同行のもと、農地法第 4 条 2 件、農地法第 5 条 6 件、非農地証明 1 件の現地調査を行いました。なお、非農地証明の現地確認には〇〇委員にもご同行いただいています。調査順次報告しますので皆様のご審議をよろしく願います。

28 番 1 項を説明します。申請地は都於郡地区の〇〇集落であります。県道荒武・新富線沿いの〇〇から北へ約 100m 進んだ〇〇の北側の集落内の農地です。転用の理由であります、申請人の〇〇さんの祖父が、昭和 53 年頃に農家住宅を建築し、昭和 62 年頃に敷地拡張を目的に交換したということであります。事後になりましたが、祖父がしたこととはいえ農地法の許可を得てないことは明らかなことから、顛末書を添付して違反転用を是正するための申請であります。現地の状況は、東側は農地、西側は県道、南側は宅地（公民館）、北側は宅地であります。既に転用はされており、雨水対策は県道側溝に放流されています。転用に伴う周辺への土砂流出等については、着工から既に 30 年経過しており特に懸念されることはありません。申請面積は 411 m²ですが、既存の宅地と合わせて 1,313.33 m²となっており、農家住宅用地としての目安 1,000 m²を超過していますが、一体として利用しており致し方ないと判断しました。なお、本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小規模の農地の集団であり第 2 種農地」と判断し調査員一同許可やむなしと認めました。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 2項について特別調査員の報告をお願いします。

12 番 2項を説明します。申請地は都於郡地区の〇〇集落であります。県道福王寺・佐土原線沿いの〇〇から南へ約150m進んだ県道沿いにある農地です。転用の理由であります。申請人の〇〇さんの亡き父が、昭和48年頃に農機具倉庫を建築し、昭和51年頃に母が書道教室を増築したということであります。事後になりましたが、亡き父母がしたこととはいえ農地法の許可を得てないことは明らかなことから、顛末書を添付して違反転用を是正するための申請であります。現地の状況は、東側は宅地、西側は県道、南側は農地、北側は宅地であります。既に転用はされており、雨水対策は自然浸透です。転用に伴う周辺への土砂流出等については、転用から既に42年経過しており特に懸念されることはありません。なお、本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小規模の農地の集団であり第2種農地」と判断し調査員一同許可やむなしと認めました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

15 番 住所が東京となっておりますが、こちらに帰っておられるのですか。

12 番 現在は空き家になっておりますので、帰省はされていません。

議 長 他にありませんか。

(なしの声あり)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 73 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。
事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 73 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、件数及び面積：
一般住宅用地 3 件、田 554 m²、畑 561 m²、計 1,115 m²です。山林用地 2 件、田 99 m²、
畑 2,647 m²、計 2,746 m²です。一時転用用地 1 件、畑 10,081 m²、計も同じです。合
計 6 件、田 653 m²、畑 13,289 m²、合計 13,942 m²です。

先ず 1 項を説明します。譲受人：宮崎市佐土原町の〇〇、譲渡人：調殿の〇〇、
申請地：大字調殿字〇〇番 2、登記・現況とも畑、面積 350 m²、申請内容・目的：
一般住宅用地、権利の内容：使用貸借権の設定、主な施設の内容：居宅 1 棟 118 m²
です。

次に 2 項を説明します。譲受人：岡富の〇〇、譲渡人：右松二丁目の〇〇、申請
地：大字三宅字〇〇番 1、登記・現況とも田、面積 554 m²、申請内容・目的：一般
住宅用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：居宅 1 棟 112.62 m²で上申書
が添付されています。

次に 3 項を説明します。譲受人：下三財の〇〇、譲渡人：下三財の〇〇、申請地：

大字下三財字〇〇番、登記・畑、現況・宅地、面積 211 m²、申請内容・目的：一般住宅用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：自宅敷地の一部で始末書が添付されています。

次に 4 項の 1 を説明します。譲受人：大分県大分市の〇〇、譲渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番他 8 筆、登記・現況とも畑、面積 9,691 m²、申請内容・目的：一時転用用地、権利の内容：使用貸借権の設定、主な施設の内容：床土用土採取用地で許可後 3 年以内の一時転用で始末書が添付されています。

次に 4 項の 2 を説明します。譲受人：鹿野田の〇〇、譲渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番他 2 筆、登記・畑、現況・道路、面積 3,156 m²の内 390 m²、申請内容・目的：一時転用用地、権利の内容：賃貸借の設定、主な施設の内容：床土用土採取用地への仮設進入路で許可後 3 年以内の一時転用で始末書が添付されています。

次に 5 項を説明します。譲受人：木城町椎木の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 259、登記・畑、現況・山林、面積 2,647 m²、申請内容・目的：山林用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：杉 630 本で始末書が添付されています。

次に 6 項を説明します。譲受人：三納の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：三納字〇〇番 1、登記・田、現況・畑、面積 99 m²、申請内容・目的：山林用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：櫟 10 本です。

議長 1 項について特別調査員の報告をお願いします。

28 番 1 項を説明します。申請地は妻地区の〇〇集落であります。国道 219 号線沿いの〇〇から〇〇方面に約 200m 進んだ〇〇の南側にある農地です。転用の理由であります、譲受人の〇〇さんは、現在市外で借家住まいであります、将来は義母の養護にも備える目的で、義母から申請地を使用貸借して一般住宅を建設するため申請

に至ったということでもあります。現地の状況は、東側は宅地、西側は市道、南側は宅地、北側は宅地であります。汚水排水対策は公共下水道に接続し、雨水対策は市道側溝に放流するということでもあります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、被害を及ぼさないようにブロックを設置するということでもあります。転用する土地の関係者への同意は得られています。なお、本申請地は、「都市計画法に規定する用途地域が定められた地区にある農地」であることから第3種農地と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 2項について特別調査員の報告をお願いします。

12 番 2項を説明します。申請地は妻地区の〇〇集落であります。〇〇公民館の南側の農地です。転用の理由であります。譲受人の〇〇さんは、現在市内のアパートで借家住まいであります。市内で新築するための適地を探していたところ当該地が適地であったことから右松の〇〇さんから売買による所有権移転で一般住宅を建設するための申請であります。現地の状況は、東側は宅地、西側は農地、南側は農地、北側は市道であります。汚水排水対策は公共下水道に接続し、雨水対策は市道側溝

に放流するということでもあります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、被害を及ぼさないようにブロックを設置するということでもあります。転用する土地の関係者への同意は得られています。申請面積は 554 m²となっており、一般個人住宅用地としての目安 500 m²を超えています。このことについては、仮に 54 m²を分筆して農地として残しても、活用方法がないので全体で購入して欲しいとの要望でもあるようです。以上のような理由から 554 m²の申請面積は妥当と判断しました。なお、本申請地は、「農地のつながりが 10ha 以上の第 1 種農地であります」が不許可の例外である集落接続と判断し調査員一同許可相当と認めました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 2 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 3 項について特別調査員の報告をお願いします。

28 番 3 項を説明します。申請地は三財地区の〇〇集落であります。〇〇から都於郡方面へ約 200m 進んだ集落内の農地です。転用の理由であります。譲受人の〇〇さんは、妻の弟の〇〇さんから贈与により所有権移転を受けて駐車場と庭用地として利用してきました。事後になりましたが、農地法の許可を得てないことは明らかなこ

とから、始末書を添付して違反転用を是正するための申請であります。現地の状況は、東側は墓地、西側は市道を挟んで農地、南側は農地、北側は宅地であります。既に転用はされており、雨水は自然浸透です。転用に伴う周辺への土砂流出等については、着工から既に10年経過しており特に懸念されることはありません。なお、本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小規模の農地の集団であり第2種農地」と判断し調査員一同許可やむなしと認めました。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました3項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 4項の1,2について特別調査員の報告をお願いします。

12 番 4項の1,2を説明します。申請地は三財地区の〇〇集落で、県道都農・綾線を〇〇集落方面へ進み更に〇〇方面へ約300m程進んだ左側の農地です。転用の理由ではありますが、1につきましては、申請人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さんから使用貸借で土を掘削し、採取土を肥料用に加工して販売するものであります。2につきましては、申請人の〇〇さんが譲渡人の〇〇から土採取に伴う作業用道路として使用するための賃貸借であります。事後になりましたが、農地法の許可を得

てないことは明らかなことから、始末書を添付して是正し今後は農地法を遵守していきたいということでもあります。現地の状況は、東側が市道、西側は山林、南側は山林、北側は農地であります。雨水対策としては、自然浸透を基本としています。転用に伴う周辺への土砂流出等については、掘削地から3m程間をあけて法の^{のり}を設置して土砂流出を防止する他、調整柵を2箇所設置して下の集落等に影響のないように傾斜をつけて排出するということでもあります。転用する土地の関係者への同意は得られています。なお、本申請地は、「農振農用地の青地の農地」で採取後は農地に戻すという一時転用と判断し調査員一同許可やむなしと認めました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。なお、6番の地元委員も現地調査に立ち会っていただいていますので補足等をお願いします。

6 番 譲渡人の〇〇さんは、床土用の土採取で〇〇さんと売買契約を締結しましたが、現場は既に作業を開始していますので許可の手続きはできているものと思っていますということでもあります。しかし、許可も申請しておらず面積も広く土採取量も多いこと並びに雨による排出関係も不安になったため、〇〇さんとの契約を破棄したいと〇〇さんから相談を受けましたので、事務局と対応をしてきました。運搬業者である〇〇さんは既に仮設道路を作って運搬も開始しており、〇〇さんは床土用の土はどうしても必要なことから契約は継続させたいということです。従いまして県の本課の担当者の指導を受け、現場で業者の立ち会いを行い、先ず現場作業は中止した上で許可申請が必要なことを説明したところです。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 今回の案件は、平成30年5月18日に〇〇委員からの連絡を受けて対応してきた案件です。5月21日には児湯農林振興局の担当者と、地主の〇〇さん、現場施工の〇〇さんの責任者とともに現地確認して適正な手続きを指導してきました。この間事務局では現場施工を止めるべきではないかという考えを持ちつつ県庁とも

協議を重ねてきた結果、6月11日9時15分ごろ、現場にて施工中止の指示を出したところです。今回そのような経過で申請書が提出されております。整理すべき項目が何点かありますので、項目毎に報告します。

先ず今回の施工並びに砂利採取と土採取の違いについてであります。今回の現場施工は、畑の下にある土を採取して床土用の土として使用するものです。ひと昔前には水田の砂利を採取して、砕石として使用する申請がありました。そのような砂利採取については、砂利採取法の適用となり、許可期間は1年間となっております。今回の案件はその砂利採取法には該当しないということを県庁の担当部局から回答を得ています。

次に併行で申請されていることについてであります。議案をご覧くださいと、一つが土採取に関する案件、二つが仮設道路に関する案件です。両方は関連性がありますので、申請書にはこのように記載したところです。申請書の取扱いについては県庁農村計画課の担当者から国へ問い合わせしたうえで、ひとつの申請書に記載することで了解が得られている内容となっております。ふたつの申請で処理する方法はあると思いますが、それぞれの現場を片方だけ許可することにも無理があるということだと思います。

次に一時転用としての許可期間についてであります。一時転用による許可は3年以内となっております。これまでの営農型やロール置き場のような一時転用の案件については、3年間で更新できる案件もあったと思います。この案件については、一時転用は3年間で、「原則」としての最長期間となっているうえで、最初の申請段階から例えば5年、6年間の採取ということは想定できないのが通常だと考えられますので、最長3年間という考え方になります。今回の現場は、土を大量に搬出したとしても、〇〇さんがその量を引き受けるスペースや土加工の作業工程等から考慮して、一年間では作業が完了しない。2年間であれば現場を農地に復

元できるという計画に基づいて、許可後2年間となっているものです。

次に関係課との協議についてであります。市道使用許可については、現場に向かう際の市道については、29年3月15日から30年3月14日までの期間で使用許可書が出ていたことは確認しております。その後については、すでに横山産業は市の建設課に協議済みで、同様の内容で申請書を準備しているところで建設課としても同様の内容であれば問題ないという回答を得ているということです。

次に農政課との協議についてであります。今回の申請地は農振農用地であり、いわゆる青地であります。一時転用ということですので、農振法上で市の農政課への申請手続きは不要ですが、情報交換として事務局から協議済みです。さらに詳細についての情報交換のために、今回の5条申請書の中から、抜粋してでも農政課に状況がわかるような書類を届けるように、事務局から担当行政書士に指示しております。

最後に隣接地の取扱いについてであります。実は隣接地には旧茶園があり、一年くらい前から、今回の申請内容と同様のやりかたで現場施工が行われていました。地元委員と事務局で現地調査し、〇〇さんの責任者に対しては転用申請を指導してきたところですが、行政書士に依頼まではしたものの、申請書は提出されず、ほぼ完了した状況となっております。この件についても、転用調査の際に県の担当者と協議しており、担当者から「隣接地のことについては聞きました。現場施工は完了しつつあるということですので、今回は早急にトラクター等で農地に復元してください」と指示されております。事実上、「ふれない」となったところです。今後は、ほうれんそうの作付け計画もあるときいておりますので、経過を注視していきたいと考えております。

議長 説明がありました4項の1,2について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

1 番 土採取業者であれば、申請手続きが必要なことは充分承知していると思いますが、相変わらずこのようなことであれば、常習性が疑われます。何かペナルティーとかはないのでしょうか。

事務局 ○○さんは、過去にも始末書による申請案件がありました。今回は現場保全により業務に支障が生じ経済的損失も被っています。さらに県庁の本課にも出向き、砂利採取との兼ね合いや今後の対応で協議も行うなど改善の態度も見受けられます。充分とは言えませんが厳しい措置は受けております。

20 番 先代から同様の業務をされてきており、良質な業者とはいえません。新しい代表者に代わっても同様のやりかたのようですが、これまでも同様な案件が黙認されたりしているのではないかと思います。これまで立件された事案はありますか。また、今回は2年間の一時転用のようですが、2年後のチェック機能はどのような方法で果たされますか。

6 番 今回の案件並びに既に土採取が行われた案件も事業終了後直ちに確認して写真等を添付して報告をいたします。

事務局 議案書では流動的でありましたので3年以内としておりましたが、先日の県の担当者との確認で2年と確定いたしました。○○さんはこれまでも色々ありましたが、その都度対応して指導をしておりますので、立件された事案は確認しておりません。この案件が承認され許可となった際は、業者並びに行政書士に今後への対応をしっかり指導してまいります。

9 番 2年後、事業完了後の復元した農地の確認については、条件を付けとしても良いのでないでしょうか。

6 番 今回の案件で○○さんは経済的な損失もあり、充分反省もされていると思います。先ほども申しましたが、私を含めた関係者で既に土採取が行われた場所も含めまして事業終了後直ちに確認して写真等を添付して報告をいたします。

4 番 今回の案件とは別に岩爪でも農地を土砂置き場として利用されています。申請を促しましたが、色々な理由を述べられ未だに申請されていないのではないかと思います。どのようになっていますか。

事務局 指導をしているにも関わらず未だに申請に至っておりません。早急に対応いたします。

議 長 他にありませんか。

(なしの声あり)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 5項について特別調査員の報告をお願いします。

28 番 5項を説明します。申請地は三納地区の〇〇集落で、〇〇公民館から林道長谷・児原線を北へ約1km進んだ林道左の農地です。今回の申請の理由であります、申請人の〇〇さんは地元出身で現在林業を経営されております。申請地は約50年前から杉が植栽されていたため、〇〇さんから購入して伐採し、杉を再造林したということであります。その後地目を確認したところ畑であったことが判明したため、事後になります農地法違反であることは明らかなことから、始末書を添付して是正し今後は農地法を遵守するということでもあります。現地の状況は、東、西、南、北全て山林であります。雨水対策としては自然浸透であります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところは見受けられません。周辺関係者への説明もされて同意も得られています。なお、本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小規模の農地の集団であり第2種農地」と判断しました。調査員一同許可

やむなしと認めました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました5項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

1 番 土地の売買価格をお願いします。

事務局 総額で〇〇円であります。

議 長 他にありませんか。

(なしの声あり)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 6項について特別調査員の報告をお願いします。

12 番 6項を説明します。申請地は三納地区の〇〇集落で、〇〇の北にある〇〇から西に約600m進んだ〇〇の東側にある農地です。転用申請の理由であります。申請地は耕作放棄地となっていたため、椎茸原木生産のためのクヌギを植栽し有効活用を図りたいということで、譲受人の〇〇さんが、譲渡人の〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて申請されたものです。現地の状況は、東側は雑種地、西側は農地、南側は雑種地、北側は市道であります。雨水対策としては自然浸透であります。大雨時には市道側溝に放流します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところは見受けられませんでした。転用する土地の関係者への同意も得られているとのこと。なお、本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、

小規模の農地の集団であり第2種農地」と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました6項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第74号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

局長 議案第74号農地法第3条の規定による許可申請の許可について、件数及び面積：売買3件、田2,897㎡、畑1,632㎡、計4,529㎡、贈与1件、畑9,907㎡、計も同じです。合計4件、田2,897㎡、畑11,539㎡、計14,436㎡です。

尚、本議案に申請される土地の現況は、譲受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積50aの要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。また、10a当たりの単価、特別な事項等については、担当者が報告いたします。次に項目毎に説明いたします。

局長 1項を説明いたします。譲受人：南方の〇〇、譲渡人：右松の〇〇、申請地：大

字南方字〇〇番 2、登記・現況とも田、面積 933 m²、権利の内容：所有権移転・売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

20 番 今回の申請地は市道上町仲川原線の〇〇集落から西へ約 600m 進んだ〇〇集落内にある農地です。本申請地は、〇〇さんが長年にわたり作付けしてこられました。〇〇さんは高齢により農地を管理できなくなったということで、〇〇さんへの売買であります。譲受人は南方でニラ、スイートコーン、早期水稻、WCS を 311a 作付けしています。現地は早期水稻が作付けされており農地として活用されてることを確認しました。農機具はトラクター、コンバイン、軽トラ、田植機等農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物への影響もなく 50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、反当〇〇円です。

議 長 説明がありました 1 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

22 番 聞き取れませんでした。再度売買金額をお願いします。

事務局 売買金額は、反当〇〇円です。

20 番 先ほども申しましたが、譲受人は長年にわたり申請地での米の作付けをしてこられました。作付け条件がよくないところで、譲受人以外の買い受け人がいませんでしたので安価な金額となり 3 条での売買となりました。

事務局 審議していただいております案件とは別に議案第 75 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について（所有権移転）第 4 項においても譲受人、譲渡人、同一人物による案件を審議していただくことにしております。農地として

の利用価値、金額に応じて分けたところです。ご理解いただきたいと思います。

議 長 他にありませんか。

(なしの声あり)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2項の説明をお願いします。

局 長 2項を説明いたします。譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：愛知県豊橋市の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番1他1筆、登記・現況とも畑、面積1,632㎡、権利の内容：所有権移転・売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15 番 今回の申請地は〇〇から〇〇方面に約300m進んだ右側の農地です。本申請地は周囲の農地より一段低い場所で、都城の農地所有適格法人の〇〇が賃借でキャベツを作付けしてきた農地でありましたが、2年ほど前から作付けがされてなく空き地になっていました。この度、〇〇さんが売却したいということで、先ず〇〇に当たりましたが、購入はできないということで、〇〇さんが規模拡大を目的に購入することになったものであります。譲受人は〇〇でたばこ、甘藷、早期水稻を212a作付けしています。現地は農地として活用されてることを確認しました。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、タイヤショベル、トラック等農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物への影響もなく50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に事務局から説明をお願いします。

事務局 売買金額は、反当〇〇円です。

議 長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3項の説明をお願いします。

局 長 3項を説明いたします。譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：宮崎市柳丸町の〇〇、申請地：大字上三財〇〇番1他5筆、登記・現況とも畑、面積9,907㎡、権利の内容：所有権移転・部分贈与です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

18 番 申請地は〇〇から西へ約300m進んだ農地です。今回の申請は、宮崎市柳丸町の亡き息子の嫁である〇〇さんから上三財の義理の母である〇〇さんへの譲渡人が市外在住で耕作できないこと並びに譲受人の規模拡大による部分贈与であります。〇〇さんは専業農家であり水稻、飼料稲、たばこ、甘藷、大根を含め全体で901aを作付けされています。夫とともに規模拡大をしていきたいということでもあります。農業従事には意欲的で問題ありません。現地は農地として活用されていることを確認しました。農機具はトラクター8台、コンバイン2台、田植機、軽トラ等農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物への影響もなく、50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく願います。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました3項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4項の説明をお願いします。

局 長 4項を説明いたします。譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：宮崎市佐土原町の〇〇、
申請地：大字童子丸字〇〇番1他1筆、登記・現況とも田、面積1,964㎡、権利の
内容：所有権移転・売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

25 番 申請地は〇〇から北東へ約300m進んだ農地です。今回の申請は、宮崎市佐土原町の〇〇さんが体が不自由で耕作できなくなったこと並びに譲受人の規模拡大による売買であります。〇〇さんは専業農家でありピーマン、早期水稻、飼料作物を396aを作付けされています。農業従事には意欲的で問題ありません。現地は農地として活用されていることを確認しました。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、軽トラ等農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物への影響もなく、50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、反当〇〇です。

議 長 4項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第75号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認について(所有権移転)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第75号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認について(所有権移転)、件数及び面積：田 6,038 m²、畑 19,478 m²、合計 8 件、面積 25,516 m²です。次に項目毎に説明します。

1 項 譲受人：茶臼原の〇〇、譲渡人：白馬町^{しらうま}の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番 3 他 3 筆、登記・現況とも畑、面積 7,465 m²です。

2 項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況とも田、面積 1,016 m²です。

3 項 譲受人：茶臼原の〇〇、譲渡人：愛知県東海市の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番、登記・現況とも畑、面積 3,163 m²です。

4 項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：右松の〇〇、申請地：大字童子丸字〇〇番 2、登記・現況とも田、面積 980 m²です。

5 項 譲受人：茶臼原の〇〇、譲渡人：茶臼原の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番 1、登記・現況とも畑、面積 2,301 m²です。

6 項 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 1 他 2

筆、登記・現況とも田、面積 2,842 m²です。

7 項 譲受人：黒生野の〇〇、譲渡人：宮崎市佐土原町の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番、登記・現況とも田、面積 1,200 m²です。

8 項 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：茶臼原の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況とも畑、面積 6,549 m²で農地等売買事業です。

尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の移転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、7 月を予定しております。

議 長 説明がありました 1 項～8 項まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 76 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について(利用権設定)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 76 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について(利用権設定)、件数及び面積：田 340,167.97 m²、畑 68,087 m²、合計 68 件、面積 408,254.97 m²、契約期間別内訳：3 年～6 年未満、件数 6 件、田 8,747 m²、畑 6,549 m²、6 年～10 年未満、件数 1 件、田 734 m²、10 年以上、件数 61 件、田 330,686.97 m²、畑 61,538

m²となります。

項目毎に説明します。

- 1 項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：岡富の〇〇、申請地：大字岡富字〇〇番、登記・田、現況・畑、面積 1,004 m²、7 月から 5 年の賃貸借の新規設定です。
- 2 項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 1、登記・現況とも田、面積 2,000 m²、7 月から 3 年の使用貸借権の新規設定です。
- 3 項 譲受人：妻町の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況とも田、面積 3,805 m²の内 1,709 m²、7 月から 3 年の使用貸借権の新規設定です。
- 4 項 譲受人：鹿野田の〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、登記・現況とも田、面積 1,086 m²、7 月から 10 年の賃貸借の再設定です。
- 5 項 譲受人：清水の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況とも田、面積 658 m²、7 月から 5 年の賃貸借の新規設定です。
- 6 項 譲受人：清水の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番他 4 筆、登記・現況とも田、面積 3,376 m²、7 月から 5 年の賃貸借の再設定です。
- 7 項 譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番 1、登記・現況とも畑、面積 3,882 m²、7 月から 10 年の年金による使用貸借権の再設定です。
- 8 項 譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番 1 他 13 筆、登記・現況とも田、畑、面積 17,811 m²、7 月から 10 年の年金による使用貸借権の再設定です。
- 9 項 譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番他 11 筆、登記・現況とも田、畑、面積 17,450 m²、7 月から 10 年の年金による使用貸借権の再設定です。

10 項 譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番 2 他 22 筆、登記・現況とも田、畑、面積 19,771.97 m²、8 月から 10 年の年金による使用貸借権の再設定です。

11 項 譲受人：茶臼原の〇〇、譲渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況とも畑、面積 6,549 m²、7 月から 4 年 10 ヶ月の特例事業による貸借の新規設定です。

12 項から 68 項までは事前に通知しておりますが、農地中間管理事業であり類似しておりますので、代表で 12 項を読み上げ後は省略します。

12 項 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：宮崎市生目台東の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番 1 他 2 筆、登記・現況とも田、面積 3,120 m²、8 月から 10 年の農地中間管理事業による貸借の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、7 月を予定しております。

議 長 説明がありました 1 項から 68 項まで 11 項と 46 項を除き一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 農業委員会等に関する法律第 31 条並びに西都市農業委員会会議規則第 12 条の規定により 10 番、〇〇委員の退席を求めます。

(10 番退席)

議 長 11 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

(10 番着席)

議 長 農業委員会等に関する法律第 31 条並びに西都市農業委員会会議規則第 12 条の規定により 7 番、〇〇委員の退席を求めます。

(7 番退席)

議 長 46 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

(7 番着席)

議 長 議案第 77 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。
事務局の説明を求めます。

局長 議案第 77 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について、番号 1 の説明をいたします。

非農地証明明細番号 1、土地の所在：大字荒武字〇〇番 3 他 5 筆、地目・台帳・畑、現況・山林、面積 5,453.91 m²、所有者：国富町大字〇〇番地 3、氏名：〇〇、事由 5 になります。

議長 地元委員の説明をお願いします。

32 番 1 項を報告いたします。都於郡地区の〇〇集落で県道新富・荒武線沿いの〇〇入り口から南に約 200m 進んだ南側の農地です。申請地は以前から竹林と雑木になっていて耕作できる状態ではありません。今後も復元して農地として利用することは困難であることから事由 5 と判断しました。皆様のご審議をお願い致します。

議長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 ただ今から協議会とします。

議長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局長 起立、一同礼、解散

午後 5 時 15 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

5 番 _____

18 番 _____